

## 社会的パフォーマンス

### 製品の安全管理

富士フィルムでは、1995年の製造物責任(PL)法の施行を機に、製品安全への取り組みをそれまでの組織ごとの対応から全社的な対応に移行し、次に示す製品安全基本方針のもと、重点実施事項を定め製品の安全に努めています。

#### 製品安全基本方針（1995年6月15日制定）

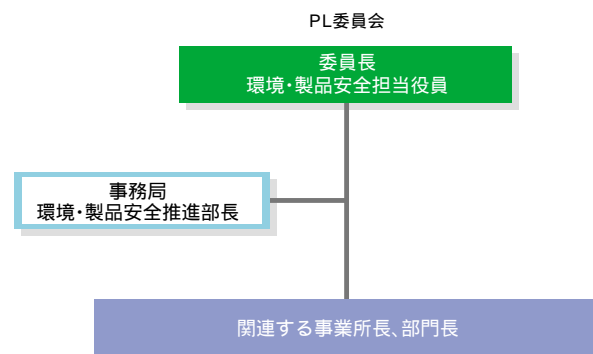
富士フィルムは、安全な製品を世に送り出すことが社会的な責務であることを認識し、その全ての製品について、開発・製造・販売・使用・サービスおよび廃棄のあらゆる段階で、安全対策に取り組む

#### 重点実施事項

1. 製品安全に関する法律および規制を順守する。
2. 開発、製造、販売、使用、サービスおよび廃棄に至るまでのあらゆる段階において製品安全のための施策を推進する。
3. 製品の使用および廃棄に伴う安全上の情報の顧客への周知を進める。
4. 製品事故等緊急時の対応体制を整備する。
5. 製品の安全性を向上するための手法を継続的に蓄積し、確立する。
6. 製品安全に関する従業員への教育・訓練を充実する。

#### 推進体制

PL委員会を1995年4月に発足し、製品の安全管理に関する全社の方針の策定および活動の推進に関する事項を審議しています。



#### 3つのシステム

富士フィルムでは、製品安全に関するシステムは図に示すように3つあります。まず、「製品安全確認システム」により、試作品の段階で安全性を確認しています。また、製品出荷後は、「PL関連情報処理システム」により、製品安全に関係しそうな情報を収集・解析して、製造部門や開発部門が対策や更なる安全性の向上に結び付けています。

また、2つのシステムがそれぞれ有効に機能しているかを「製品安全内部監査システム」により確認しています。

